

さいたま市住所の表示の変更事業実施要綱の概要

概要

趣旨 (第1条)	<ul style="list-style-type: none">住所の表示が住民の日常生活に不便を与えている区域について、住所の表示を変更することに関し、必要な事項を定めるものとします。
定義 (第2条)	<p>本要綱における、</p> <ul style="list-style-type: none">住民の日常生活に不便を与えている住所の表示住所の表示を変更する手法住所の表示が変更されることにより影響を受ける関係人市街地の考え方を定義します。
要望書の 提出方法 (第3条)	<ul style="list-style-type: none">住民の日常生活に不便を与えている住所の表示となっている地域に居住し、住所の表示の変更を望む者は、市に対し要望書を提出できることとします。 <p>要望書を提出できる条件は、</p> <ul style="list-style-type: none">住民の日常生活に不便を与えている住所の表示により、要望者の日常生活に支障が生じていること市街地であること町の形状に影響を与える都市計画事業の予定がないこと及び開発行為が行われていないこと関係人が属する自治会の意思決定、関係人に対して行う意見の調査等により、多数の関係人の合意が得られていること等、とします。
	<p>要望書には、</p> <ul style="list-style-type: none">要望者の住所、氏名、団体にあつては、その所在地及び代表者の氏名住所の表示の変更を望む理由町名、町界の変更を希望する場合は新町名、新町界の案を記載することとします。
	<p>要望書の添付資料には、</p> <ul style="list-style-type: none">要望者の日常生活に支障が生じていることを証する書類関係人が属する自治会の要望書の提出に係る意思決定が行われたことを証する書面関係人に対して行う要望書の提出に係る意見の調査の内容及びその結果周知するために作成したビラ、説明会の資料、参加者名簿及び会議録要望書の提出を望まない者に対する対応の記録新たに町の区域を画する場合は新町界の案が記載された地図等の資料を添付することとします。
確認・ 意向調査 (第4条・ 第5条)	<ul style="list-style-type: none">市は提出された要望書及び添付資料を確認します。要望内容が適正であると認められる場合は、市が関係人、本籍を置いている者、土地建物の所有者に、要望内容の意向調査を行います。市は意向調査の結果を周知するための説明会を開催します。
審議会への 諮問・決定 (第6条・ 第7条)	<ul style="list-style-type: none">市は住所の表示を変更すべきものと認められるときは、さいたま市町名町界審議会に諮問します。市はさいたま市町名町界審議会の審議結果を踏まえ、住所の表示の変更する手続きを進めるか否かを要望者へ通知します。
施行日	令和6年4月1日とします。